

2020年6月1日

取引先各位

### 新型コロナウイルス感染予防に伴う在宅勤務・時差勤務延長のお知らせ

政府は5月25日に新型コロナウイルス特別処置法に基づく「緊急事態宣言」について、北海道、首都圏の東京、神奈川、千葉、埼玉の計5都道県を対象から外し全面解除としました。

当社は地域の状況ならび従業員の通勤事情等を勘案し、6月30日（火）まで「時差勤務」ならびに「在宅勤務」を、引続き下記の通り実施させていただきます。

#### 記

1. 実施期間

2020年6月30日（火）まで

2. 実施内容

① 在宅勤務の実施（本社・物流センター）

② 時差出勤および勤務時間短縮（全事業所）

※誠に勝手ながら、営業時間は9：00～16：30までとさせていただきます。

皆様にはご不便ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご了承の程宜しくお願い申し上げます。

以上